

施設の運営管理について

設置目的	競技スポーツを推進するとともに子どもたちの夢と希望を応援し、世界で活躍するアスリートを目指すジュニア選手の発掘及び育成並びにアスリートを支援することによりスポーツの普及推進を図り、もって市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する
施設名称	村上市スケートパーク
位置	村上市瀬波温泉三丁目2番22号
管理	村上市教育委員会
利用時間	午前9時から午後9時まで
休館日	12月29日から翌年1月3日まで
利用の許可	個人利用：当日利用申請 占有利用：事前申請
使用料	別紙のとおり
使用料の減免	①市又は教育委員会が共催して行う事業に利用するとき。 ②保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等の教育活動の一環として利用するとき。 ③市又は教育委員会の誘致により実施される大会、競技会、合宿その他のスケートボードの普及推進のために必要な事業をするとき。
指定管理者	地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、市が指定するものにスケートパークの管理を行わせることができる。 [指定管理者が行う業務] ①設置目的を達成するためのスポーツ及びレクリエーションに関する教室、講習会、大会等の実施に関する業務 ②スケートパークの利用許可に関する業務 ③使用料の徴収に関する業務 ④施設の維持及び管理に関する業務 ⑤行為の制限に関する業務

別紙

1 個人単位の利用

利用場所	単位	使用料の額	
		大人	小人
(1) アリーナ	1回	500円	200円
(2) トレーニングコーナー	1回	200円	100円
(3) ボルダリング	1回	200円	100円
(4) ランニングコース	1回	100円	50円

備考

- 1 大人とは18歳以上の者を、小人とは18歳未満の者をいう。
- 2 複数の利用場所を利用する場合の使用料は、それぞれの利用場所の使用料の合計額とする。

2 占用利用

利用場所	利用目的	入場料等の有無	単位	使用料
(1) アリーナ	スケートボードの練習若しくは大会又はスポーツ、体育若しくはレクリエーション	入場料等を徴収しない場合	1時間	4,000円
		入場料等を徴収する場合	1時間	12,000円
	営利又は営業を目的とする場合		1時間	20,000円
(2) トレーニングコーナー	スラックラインの練習、大会若しくは教室又はレクリエーション	入場料等を徴収しない場合	1時間	2,000円
		入場料等を徴収する場合	1時間	6,000円
	営利又は営業を目的とする場合		1時間	10,000円
(3) ボルダリング	練習、大会若しくは教室又はレクリエーション	入場料等を徴収しない場合	1時間	2,000円
		入場料等を徴収する場合	1時間	6,000円

	営利又は営業を目的とする場合		1 時間	10,000 円
(4) ランニングコース	練習、大会若しくは教室又はレクリエーション	入場料等を徴収しない場合	1 時間	1,000 円
		入場料等を徴収する場合	1 時間	3,000 円
	営利又は営業を目的とする場合		1 時間	5,000 円
(5) 多目的室	会議、研修会若しくは教室又はレクリエーション	入場料等を徴収しない場合	1 時間	300 円
		入場料等を徴収する場合	1 時間	900 円
	営利又は営業を目的とする場合		1 時間	1,500 円

備考

- 1 占用利用とは、個人又は団体が利用場所を占拠して利用することをいう。占用利用を許可した利用場所は、個人単位での利用を許可しないものとする。
- 2 入場料等の有無とは、入場券、有償の会員券若しくは整理券又はこれらに類するものを発行して利用する場合の有無をいう。
- 3 準備又は後片付けに要する時間は、使用時間を含むものとする。
- 4 1時間に満たない使用時間は、1時間として使用料を算定する。
- 5 複数の利用場所を占用して利用する場合の使用料は、それぞれの利用場所の使用料の合計額とする。